

改正

平成29年2月13日告示第15号
令和3年3月31日告示第105号
令和4年2月14日告示第27号

ぬまづまちピカ応援隊制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路、公園、緑地等の沼津市が管理する公共施設（以下「公共施設等」という。）において、市民が自発的に行うぬまづまちピカ応援隊制度を利用した活動（以下「活動」という。）を行う団体を支援するため、必要な事項を定め、もって市民の環境美化に対する意識の高揚を図り、市民と沼津市との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(活動の内容)

第2条 活動の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ごみ拾い等の清掃
- (2) 植栽、花壇の手入れ及び除草
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が認めたもの

(対象とする団体)

第3条 活動を行うものは、公共施設等において、活動を年2回以上実施する団体（以下「活動団体」という。）とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 構成員が3名以上である団体
- (2) 本市に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者が主な構成員となっている団体
- (3) 代表者が成年者である団体
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団に該当しないこと及び団体の構成員が同条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(市の支援)

第4条 市長は、活動団体との協議により、次に掲げる支援を行う。

- (1) 活動によって生じたごみの回収
- (2) 活動に対する保険への加入
- (3) 活動に必要なと認められる物品等の支給
- (4) その他市長が必要と認める支援

(支援の申込み)

第5条 前条の支援を受けようとする活動団体は、ぬまづまちピカ応援隊制度参加申込書（第1号様式。次条において「申込書」という。）及び活動計画書（第2号様式）を、市長に提出しなければならない。

(合意)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、その内容が適切であると認めるときは、活動団体とぬまづまちピカ応援隊制度実施合意書（第3号様式。以下「合意書」という。）により合意するものとする。

- 2 前項の合意をした活動団体（以下「合意団体」という。）は、合意書の内容を変更する必要がある場合は、速やかに活動変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 合意書の有効期限は、合意した日の属する年度（以下「事業年度」という。）の末までとする。ただし、次条に規定する合意の取り消しがない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(合意の解消)

第7条 合意団体は、前条の規定により締結した合意の解消を希望する場合には、活動辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、合意団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該合意を取り消すことができる。
 - (1) 前項の届出があったとき。

- (2) 活動内容が合意書の内容と異なるとき。
- (3) 合意団体が公益に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 合意団体が活動報告書（第6号様式）を提出しないとき。
- (5) 活動が1年間確認されないとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

（活動計画）

第8条 合意団体は、活動予定について、事業年度ごとの活動予定についての4月末日までに、第5条に規定する計画書を、市長に提出しなければならない。

（活動報告）

第9条 合意団体は、事業年度ごとの活動実績について、当該事業年度の活動終了後速やかに、活動報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（合意団体の責務）

第10条 合意団体は、参加者に事故やけがの無いよう安全に十分配慮しなければならない。

2 合意団体は、活動中に事故等が発生した場合には、事故発生報告書（第7号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

3 合意団体は、安全対策について市長からの助言及び指導に従うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成29年2月13日告示第15号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第105号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月14日告示第27号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。